

【記入例3】 退職して一括徴収する場合

◎ 法人番号または個人番号の記載は、平成29年1月1日以後の異動から必要となります。

市民税 給与支払報告 にかかると 県民税 特別徴収 にかかると 給与所得者異動届出書

受付印 水俣市長様 令和 年 月 日	(特別徴収義務者) 給与支払者	名称 (氏名) 水俣市△×会社	担当者 係 総務課 氏名 熊本 花子 電話 0966-61-16△×
		所在地 (住所) 水俣市陣内△一□一〇	
		法人番号又は個人番号 □ × △ 〇 □ × △ 〇 □ × △ 〇 □	

給与所得者	住所	年税額	徴収済税額	未徴収税額	異動年月日	異動の事由	1月1日から退職時までの支払額
フリガナ ミナマタ タロウ	(1月1日現在) 水俣市□□町〇〇	175,000 円	6月分から 9月分まで	10月分から 5月分まで	9月9日	1 退職 2 転勤 3 休職 4 死亡 5 ()	(給与支払額) 1,500,000 円 (控除社会保険料)
氏名 水俣 太郎 (旧姓)	(異動後)		59,000 円	116,000 円			100,000 円
個人番号	□ × △ △ × □ 〇 〇 □ × △ 〇						
異動後の未徴収税額の徴収方法	1 一括徴収 一括徴収税額 116,000 円は、 10 月分で 11 月 10 日納入します。		2 特別徴収継続 新しい特別徴収義務者の名称及び所在地 新しい特別徴収義務者には月割額 _____ 円を _____ 月分から徴収するように連絡済です。			3 普通徴収 退職の日が1月1日以降の場合は、一括徴収をしてください。	
備考							

【注意事項】

- 点線枠内（給与支払者の名称・所在地、指定番号、担当者欄）は必ずご記入ください。
- 平成29年1月1日から給与支払者の個人番号又は法人番号、及び給与所得者の個人番号を必ずご記入ください。
- 6月1日～12月31日までの間に退職する場合
退職する従業員が最後の給与または退職金等で、残りの税額の支払いを本人が希望した場合は、最後の給与等により一括で徴収を行ってください。（死亡退職の場合は、普通徴収となります。）
- 1月1日～4月30日に退職する場合
退職する従業員の最後の給与又は退職手当等が翌月以降に納付するべき金額を超えているときは、本人の申し出に基づくことなく一括徴収してください。